**旭岡地区学校運営協議会　会則（案）**

（名称）

1. 本協議会の名称は、旭岡地区学校運営協議会（以下「協議会」という。）とし、函館市立旭岡小学校、函館市立旭岡中学校で構成するものとする。

（目的）

1. 協議会は、保護者及び地域住民の学校運営への参画等を進めることにより、学校との双方向

の信頼関係を深め、地域・家庭及び学校がその教育力を相互に高め、共に子どもたちの豊かな学びと育ちの創造を目指すものとする。

（役割）

第３条 協議会の役割は、次のとおりとする。

(1) 学校の教育目標及び経営方針の承認

(2) 学校の教育課程の編成に関する基本方針の承認

(3) 学校の教育活動の充実のため、地域・家庭が学校に支援・協力する内容について協議し、企画・

運営する。

　 ・学習や学校行事等への支援・協力に関すること。

　 ・学校の環境整備への支援・協力に関すること。

(4) 生徒の健全育成や安全確保のために、学校と家庭・地域が一体となって取り組む内容について協

議し、企画・運営すること。

(5) 校長が必要と認める事項

(6) その他、第2条の目的に応じて、協議会の発案によること。

（委員）

第４条 協議会は、本会の趣旨に賛同し、教育委員会から任命を受けた委員で組織する。

(1) 委員の任期は、毎年４月１日から翌年の３月31日までとし、再任は妨げない。

(2) 委員の人数は、１０名以内とする。

（役員）

第５条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

(1) 会長は、会務を統括する。

(2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を行う。

(会議）

第６条 会長は、協議会の会議を招集し、議事をつかさどる。

1. 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

(2) 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(3) 会長は、必要があるときは、校長等から報告及び説明を求めることができる。

（守秘義務等）

第７条 委員は、職務上知り得た秘密は漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(1) 前項のほか、委員は次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

(2) 協議会及び学校の運営に支障をきたす言動を行うこと。

(3) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

(運営についての意見）

第８条 協議会は、学校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べる

ことができる。

(1) 協議会は、前項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ校長の意見を聴取するものとする。

（運営への参画等）

第９条 協議会は、学校の運営について地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるも

のとする。

（運営に関する評価と情報発信）

第10条 協議会は、学校の運営状況等について毎年度１回以上の評価を行うものとする。

(1) 協議会は、保護者、地域住民等に対して、積極的に活動状況を公開するなど情報発信に努めなければならない。

(指導及び助言)

第11条 協議会は、必要に応じ、教育委員会の指示及び指導・助言を受ける。

(委員の解任）

第12条 委員から申出があったときのほか、次の各号の一に該当すると認められたときは、委員を解

任することができる。

(1) 第７条の守秘義務等に違反したとき。

(2) 委員が心身の故障のために職務を遂行することができないとき。

(3) その他、解任に相当する事由が認められるとき。

（事務局）

第13条 事務局は旭岡中学校に置く。（ただし、3年後(令和5年度)持ち回り等を含めて再検討する）

（その他）

第14条 この会則は、函館市立学校の学校運営協議会に関する規則にもとづくものであり、上記に定

めるもののほか必要な事項は、校長が別に定める。

附 則 この会則は、令和２年４月１日から施行する。